

## プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の課題に関する初期段階における検討状況

本公表物は、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) の国際監査基準 (ISA) 540 タスクフォース (以下「タスクフォース」という。) によって作成された。本公表物は、規範性のある文書ではなく、国際監査基準 (ISA) を改訂するものでも、それに優先するものでもない。また、本公表物は、全ての論点を網羅することを意図したものではない。本公表物は、規範性のある唯一の文書である ISA を読むことの代替にはならない。

本公表物の Part A は、ISA540 改訂プロジェクトについて記述しており、監査人、経営者、統治責任者、利用者 (投資家を含む)、規制当局及び監査監督当局等の関係者にとって、特に財務諸表において重要な判断が必要な会計上の見積りを有する企業の関係者にとって、関心のある情報を提供することを意図している。本公表物の Part B は、監査人が、企業の予想信用損失モデルの適用及び今後の利用により生じる可能性のある監査上の課題を理解し、適切な監査手続の策定に資することを目的としている。

原文は英語であり、これは逐語訳です。正確な内容の理解に当たっては、その英語原文をご参照ください。

## 目次

エグゼクティブ・サマリー.....	3
はじめに .....	4
<b>Part A : IAASB の ISA540 改訂プロジェクトの概要 .....</b>	<b>4</b>
現行の ISA540 の背景.....	4
ISA540 改訂プロジェクト.....	5
開発プロセス及びプロジェクトの計画表.....	9
今後の方向性及びコンサルテーションの機会.....	9
<b>Part B : 予想信用損失に係る引当金（関連する見積りの不確実性を含む）に対する 監査上の特別な考慮事項についての初期段階における検討状況 .....</b>	<b>11</b>
予想信用損失モデルの開発及び要求事項の背景.....	11
関連する IAASB の基準.....	12
Part B-1 : データ及び仮定に関する課題.....	13
Part B-2 : 予想信用損失モデルに関する特別な検討を必要とするリスクの識別.....	17
Part B-3 : モデルに関する監査手続 : モデル及びその内部統制の理解及び評価.....	19
Part B-4 : モデル及びデータに関するガバナンス及び内部統制.....	23
Part B-5 : 経営者の利用する専門家及び監査人の利用する専門家.....	24
Part B-6 : 予想信用損失モデルに内在する見積りの不確実性への対応.....	26
Part B-7 : 経営者の偏向.....	29
Part B-8 : 監査報告に対する影響.....	30
<b>追加的な情報の入手先.....</b>	<b>31</b>

## エグゼクティブ・サマリー

- IAASB は、2015 年 12 月に、ISA540「公正価値に関する会計上の見積りを含む、会計上の見積り及び関連する開示の監査」を改訂する基準設定プロジェクトの開始を承認した。本プロジェクトは、新たな会計基準を受けて生じる監査上の課題(challenges)、並びに規制当局、監査人及びその他の者により識別された会計上の見積りの監査に関連する論点 (issues) に対処することを目的としている。
- 本公表物の Part A は、本プロジェクトの目的、ISA540 のこれまでの改訂の経緯、並びに本プロジェクトの検討プロセス及び計画について概説している。
- タスクフォースは、これまでに識別された論点の検討を開始しており、特に、予想信用損失モデル<sup>1</sup>の適用において生じることが見込まれる論点の検討にまず注力している。主要な利害関係者との焦点を絞った協議及び論点の検討を既に開始しており、2016 年においても継続している。このアウトリーチにより、既存の会計基準において実務上生じている、又は新たな会計基準の適用により生じることが見込まれる会計上の見積りに関連する論点を幅広く識別し、さらに検討することとなる。
- 本公表物の Part B は、見積りの不確実性に関連する課題を含む、予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の特別な考慮事項についてのタスクフォースの初期段階における検討状況を説明している。予想信用損失モデルは、多くの財務報告の枠組みにおいて採用が進められており、一部の企業（特に銀行及びその他の金融機関）の貸倒損失の見積りの会計処理に重要な影響を与える。したがって、Part B は、金融機関の監査人に特に関連性が高いが、その他の企業の監査人にも関連する。Part B に含まれる主な内容は以下のとおりである。
  - 予想信用損失モデルの適用及び導入は、監査人、経営者、統治責任者、金融機関監督当局及び利用者に対して重要な課題をもたらすことが見込まれる。監査人はそれら課題及び見込まれる監査上の影響について認識することが重要である。
  - 多くの場合、予想信用損失モデルは、複雑であり、見積りの不確実性が高く、予想信用損失に係る多額の引当金を生じさせることになり、また、重要なデータ及び仮定については判断を必要とする。したがって、予想信用損失モデルは、一つ以上の特別な検討を必要とするリスクを生じさせる可能性が高い。タスクフォースは、予想信用損失モデルの適用により生じる多くの監査上の課題を識別しており、ISA540 改訂プロジェクトにおいてこれらの課題を取り扱う。
  - Part B は、識別された監査上の課題及びこれらの課題が現行の ISA の下で監査人によってどのように対処されるかに関するタスクフォースの初期段階における検討状況を概説している。また、Part B は、ISA540 改訂プロジェクトが、これらの課題にさらにどのように対処しようとしているのかも説明している。

<sup>1</sup> 本文書においては、スプレッドシートから複雑なソフトウェアプログラムまで、実務上使用されることがある一連のツールの総称として「モデル」という用語を使用している。

## はじめに

1. 財務報告の枠組みは進化しており、IAASBは、ISA及びIAASBのその他公表物も進化する必要があることを認識している。会計上の見積りは、ますます広く用いられるようになっており、より複雑なプロセス及び経営者の判断が必要とされ、見積りの不確実性が高くなり、財務諸表の利用者が企業の財政状態及び経営成績を理解する上でその重要性は増している。



2. 本公表物のPart Aは、最近承認されたIAASBのISA540（会計上の見積りの監査を取り扱っている。）の改訂プロジェクト<sup>2</sup>の概要について記載している。これは、IAASBの利害関係者に、この領域における今後の活動及びこれらの活動に関連する事項を知らせることを目的としている。

3. 本公表物のPart Bは、予想信用損失モデルに基づき計上された貸倒引当金の監査上の特別な考慮事項について、タスクフォースの初期段階における検討状況を記述している<sup>3</sup>。国際財務報告基準（IFRS）第9号<sup>4</sup>等の新会計基準の公表及び米国財務会計基準審議会（FASB）の現在予想信用損失（CECL）の最終化により、これらの会計基準を適用する企業の貸倒引当金についての会計処理方法が変わる。一部の業界（特に銀行及び同様の金融機関等、金融商品に関連する広範な活動を行う業界）においては、予想信用損失の適用<sup>5</sup>は、財務諸表作成者（統治責任者を含む。）、監査人、規制当局及び利用者にとって大きな課題となる。

## Part A : IAASB の ISA540 改訂プロジェクトの概要

### 現行のISA540の背景

4. 現行のISA540は、2007年12月にIAASBによって承認され、2009年12月15日以降開始する期間の財務諸表監査から適用されている。ISA540は、公正価値に関する会計上の見積りを含む、会計上の見積りの監査を一本のISAにおいて包括的に取り扱うべく、従前のISA545<sup>6</sup>と統合し、IAASBのクラリティ方針に従って改訂された。

<sup>2</sup> <http://www.ifac.org/publications-resources/project-proposal-revision-isa-540>

<sup>3</sup> 予想信用損失の会計の適用範囲は、適用される財務報告の枠組みに基づき、貸付金より広くなることに注意しなければならない。

<sup>4</sup> IFRS 第9号「金融商品」

<sup>5</sup> 以下、IASB の予想信用損失モデル及び FASB の現在予想信用損失モデルの両方を総称して「予想信用損失」という用語を使用している。

<sup>6</sup> ISA545「公正価値の測定及び開示に関する監査」。ISA545は、2009年12月15日以降開始する期間から廃止された。

### 新しい会計基準

国際会計基準審議会（IASB）により公表されたIFRS、及び米国FASBにより現在検討されている会計基準においては、予想信用損失モデルの適用が要求される。これらの新基準は、貸付金及び類似する金融資産の保有によって相当な信用リスクを有する銀行及び同様の金融機関等の特定の業界に重要な影響を与える。IFRS第9号に基づく予想信用損失モデルの主要な概念については、IASBが2014年7月に公表した「プロジェクトの要約 IFRS第9号『金融商品』」の中で概説されている。また、FASBは、ウェブサイトにおいて当該プロジェクトに関する最新の情報を公表しており、2016年第2四半期に、最終基準を公表することを予定している（注：2016年6月に最終基準は公表された。）。

監査人は、（IFRSを適用する企業の場合）2018年の予想信用損失モデルの導入前に、モデルの適用及び導入に関する企業の計画を理解することに積極的に取り組むことが想定されるが、その過程で、予想信用損失の会計上の要求事項が監査人に特定の課題をもたらす可能性が高い。流動性の低い市場の場合や観察可能なインプットがない場合を含め、公正価値及び予想損失の測定の使用増加も、監査上の特定の課題を生じさせる可能性がある。

これらの会計基準のほか、今後適用が始まる収益認識<sup>7</sup>及びリース<sup>8</sup>を対象とするその他の新会計基準も、ISA540の改訂に関連する。新たな収益認識基準は、収益認識に原則主義のアプローチを採用しており、適用に当たり会計上の見積りをより広範に用いる場合がある。例えば、企業は、顧客に対する履行義務を識別し、これらの履行義務の充足の時期を決定するのに判断が必要となる。また、企業は収益として認識される取引価格を測定する際、変動対価の見積りを行うことが要求される。さらに、IASBのリースに関する新たな基準は、リース契約の延長及び解約の発生が合理的に確実である場合のリース料を含め、リース料の現在価値に基づいてリース負債を見積もることを経営者に要求している。これにより、リース会計においても見積りが必要となる場合がある。加えて、まだ公表されていないが、近い将来、保険契約を取り扱う新たな会計基準が公表される可能性が高い。これらの基準は、会計上の見積りの監査において新たな論点を生じさせる可能性があり、監査人、作成者、規制当局及びその他の者は、それらの論点に対処するための追加の要求事項又はガイダンスを必要とするかもしれない。

IAASBは、これら会計基準の進展に引き続き注視し、ISA540改訂プロジェクトの進行過程で識別した問題に対処する予定である。

### ISA540 改訂プロジェクト

5. 現行のISA540は、全ての会計上の見積りを取り扱っているが、特に公正価値に関する会計上の見積りに焦点を合わせて改訂された。現行のISA540の最終化以降、多くの会計基準の改正が行われており、また新たな会計基準により更に多くの改正が見込まれている。事業環境の変化及びこれらの会計基準の改正は、監査上の新たな課題をもたらしている。例えば、モデルへのインプット又は評価における外部の情報源の利用が増え、貸倒引当金について新たな課題が生じている（上記の「新しい会計基準」参照）。さらに、投資家による開示（注記情報）の利用、及び会計上の見積りに関連する開示の重要性は、増加し続けている。ISA540改訂プロジェクトでは、会計上の見積りによる測定に関連する監査上の課題に加え、会計上の見積りの認識及び開示に関連する要求事項の変更により生じる監査上の課題に対処するため、ISAの変更が必要かどうかについて検討を行う予定である。

<sup>7</sup> 例えば、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」を参照のこと。

<sup>8</sup> IFRS 第16号「リース」、FASB Topic842「リース」



6. ISA導入モニタリング・プロジェクト<sup>9</sup>、IAASBの「戦略<sup>10</sup>」及び「作業計画<sup>11</sup>」に関するコンサルテーション、銀行の監督当局<sup>12</sup>及び保険会社の監督当局からの個別の要請、並びにタスクフォース<sup>13</sup>によるアウトリーチ活動によって、会計上の見積りの監査に関する論点(issues)が識別されてきた。これらは、特に上述の新たな会計基準を受けてあらゆる種類の企業の監査に該当するが、特に金融機関の監査に該当する。また、監査監督機関からの検査結果報告書<sup>14</sup>において、金融機関の監査に関連する論点を含め、会計上の見積りの監査に関する論点がたびたび指摘されてきた。以上のことから、会計上の見積りについて、財務諸表全体に対する監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するためのより良い指針を含め、ますます複雑化する会計上の見積り及び関連する開示に監査人が適切に対処できるように、より明確な若しくは追加的な要求事項又は指針の必要性が認識された。タスクフォースは、2016年前半に、金融機関以外の企業の監査において生じる可能性がある会計上の見積りに関する論点について、アウトリーチを重点的に行う予定である。
7. これまで行われた議論及びアウトリーチでは、ISA540の特定の部分の強化及び明確化の必要性が示されており、ISA540のより抜本的な改訂が提案される可能性がある。そのため、IAASBは、公共の利益に資するため、ISA540を適切に改訂し、会計上の見積りについて実施される監査手続の品質向上を図る。

IAASB は、現在の、また、今後さらに進化し続けるであろう多様かつ複雑なシナリオにおける監査品質を向上するために、ISA540 にどのような改訂が必要となるかについて検討する。

8. 具体的には、IAASBは、現在の、また、今後さらに進化し続けるであろう多様かつ複雑なシナリオにおける監査品質を向上するために、ISA540にどのような改訂が必要となるかについて検討する。特に、IAASBは、監査人が、会計上の見積りを行うために企業において導入される適切なプロセス及びコントロールを考慮し、より適切に職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心<sup>15</sup>を發揮して、特定の種類の会計上の見積りに関連する監査手続を適切に

実施するよう、ISA540における要求事項をどのように改善又は明確化できるか検討する。IAASBの作業のもう一つの焦点は、会計上の見積り（特に見積りの不確実性が高い場合）に関する開示への監査人のアプローチとなる。

9. IAASBは、最も単純な会計上の見積り（例えば、有形固定資産の減価償却）から、複雑なモデル又はインプットが使用される会計上の見積り（例えば、公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品）まで、ISA540が適用され得る様々な状況を理解するために、監査人に対してどのよ

<sup>9</sup> ISA 適用モニタリング・プロジェクトにおいて回答者が提起した論点は、(1) 貸倒引当金、特定の金融商品の評価及びのれんの減損等の複雑な会計上の見積りに対する ISA540 の適用、(2) リスク評価手続、(3) 経営者の仮定に関する作業、並びに (4) 見積りと特別な検討を必要とするリスクの関連性の四つのテーマに要約される。詳細は、<https://www.ifac.org/publications-resources/clarified-isas-findings-post-implementation-review> を参照のこと。

<sup>10</sup> <http://www.ifac.org/publications-resources/iaasb-strategy-2015-2019>

<sup>11</sup> <http://www.ifac.org/publications-resources/iaasb-work-plan-2015-2016>

<sup>12</sup> [http://www.iaasb.org/system/files/meetings/files/20150316-IAASB-Agenda\\_Item\\_5-B-BCBS%20Letter.pdf](http://www.iaasb.org/system/files/meetings/files/20150316-IAASB-Agenda_Item_5-B-BCBS%20Letter.pdf)

<sup>13</sup> IAASB (2015-16) の作業計画には、金融機関に関連する、特別な監査上の考慮事項に対処するプロジェクトが含まれる。このプロジェクトの計画された活動を開始するため、2015年にタスクフォースが設置された。このタスクフォースはその後、ISA540の改訂を最優先事項とし、より踏み込んだ検討を行うことがより適切であるというIAASBの同意の下、ISA540タスクフォースとして再編成された。

<sup>14</sup> <http://www.ifiar.org/IFIAR/media/Documents/General/IFIAR%20Global%20Survey%20Media%20Coverage/IFIAR-2014-Survey-of-Inspection-Findings.pdf>

<sup>15</sup> IAASBは、職業的懐疑心についてより広範に検討するプロジェクトを行っている。詳細は、<http://www.iaasb.org/projects/professional-skepticism.16> を参照のこと。

うな指針が必要であるかについても検討する。特に、以下に関する、実務上直面する可能性のある課題について取り扱う指針は、監査人にとって有用となるであろう。

- 見積りの不確実性が高い会計上の見積り
- 複雑なメソドロジー若しくは複雑な相互作用のある複数のインプットを伴うモデル、又は従来の会計システムからは入手できないデータ（社内の業務プロセスからの過去データ又は外部の情報源からの主観的な予測インプット等）を使用するモデルを使用して実施される会計上の見積り
- 経営者又は監査人の専門家の関与を必要とする会計上の見積り
- 特定の会計上の見積りに関連する開示に対する監査人のアプローチ方法

IAASBは、見積り及び公正価値測定の監査<sup>16</sup>並びに専門家の業務の利用<sup>17</sup>に関する米国公開会社会計監視委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）のプロジェクトを注意深くフォローし、当プロジェクトにおいてPCAOBの成果を利用する機会があるかどうかについて検討する予定である。

10. ISA540の改訂プロジェクトの過程で、IAASBは、おそらく国際監査実務ノート（International Auditing Practice Note）として、金融機関の監査のために特定の指針を開発すべきかどうかについて検討する。
11. 本プロジェクトのプロジェクト・プロポーザルは、IAASBのウェブサイトにおいて入手可能である。プロジェクト・プロポーザルでは、IAASBの現在の計画としては、2016年にISA540（改訂）の公開草案を公表し、2017年又はその直後に最終版の公表を行うと記述している。
12. これまでの経緯を述べると、タスクフォースは、IAASBにより2015年前半に設置され、主要な利害関係者団体を代表する様々なバックグラウンドのメンバーにより構成されている。当初は、金融機関に関連する特別な監査上の考慮事項を検討するために設置されたが、現在はISA540の改訂についてIAASBに提言を行う重要な責任が加わった。これまで、タスクフォースのアウトリーチ及びタスクフォースにおける議論は、IAASBにおけるISA540に関する議論及び本セクションの開発に向けて行ってきた。IAASBは、2015年9月及び12月のミーティングにおいてこれらの論点について議論した。上述のとおり、IAASBは近々、金融機関の監査において特定の指針が必要かどうか検討する。

<sup>16</sup> PCAOB は、2015年8月19日に、パブリック・コメントを求め、会計上の見積り及び公正価値測定の監査に関連する特定の問題に関するスタッフ・コンサルテーション・ペーパーを公表した。

<sup>17</sup> PCAOB は、2015年5月28日に、監査人による専門家の業務の利用（具体的には、専門家の客観性及び監督並びに監査における専門家の業務の利用）に関する PCAOB の基準に対して検討されている改訂について、パブリック・コメントを求め、スタッフ・コンサルテーション・ペーパーを公表した。PCAOB のスタッフ・コンサルテーション・ペーパーに対する IAASB のコメントは、<http://www.ifac.org/news-events/2015-08/iaasb-comments-pcaob-staff-consultation-paper-auditor-s-use-work-specialists> において入手可能である。

**ISA540プロジェクトにおいて検討予定の領域**

タスクフォースは、上述の新たな会計基準を含め、会計上の見積りの監査における論点の識別に焦点を絞りアウトリーチを行う。Part Bにおける予想信用損失の関連事項の検討に加え、以下を含むその他の領域について検討を行う。

- 外部の情報源（公正価値測定のために必要なプライシング及び市場参加者の仮定に関するデータを含む。）の利用
- モデルへの観察不能なインプット（特に公正価値測定のためのインプット）
- 見積りの不確実性への対応
- 職業的懐疑心の適切な発揮
- 開示に関連する監査人の作業

本プロジェクトのより広範な影響についての検討は、2016年3月のIAASBの会議において議論の焦点となるであろう。



## 開発プロセス及びプロジェクトの計画表

13. 本プロジェクトは、デュープロセスと作業手続<sup>18</sup>に従って行われる。プロジェクトの進捗により、具体的なプロジェクトのマイルストーン及びアウトプットが変更となる可能性があるものの、暫定的な計画は以下のとおりである。

時期	活動
2016年3月～ 2016年9月	ISA540 に関連する論点及び対応案、並びに ISA540（改訂）の公開草案（その他の改訂又は適合修正の案を含む。）について、IAASB の諮問助言グループ <sup>19</sup> （CAG : Consultative Advisory Group）からのインプットを入手する。
	IAASB において、論点、対応案、及び ISA540（改訂）の公開草案のドラフトについて協議する。また、特定の論点に対処するため、国際監査実務ノート（IAPN）等の追加の公表が必要かどうかについての検討も行う。
	IAASB の 2015 年 12 月のコメント募集文書「公共の利益を踏まえた監査品質の向上－職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査－」及び関連する IAASB のアウトリーチ活動から得られたフィードバックを検討する。
	主要な論点及び対応案に関する利害関係者との協議 <sup>20</sup> を行う。
2016年12月	他の ISA の適合修正の可能性を含め、IAASB において公開草案を承認する。コメント期間は 120 日。
2017年	公開草案に対するコメント及びコメントを踏まえた ISA540（改訂）案の検討に関して、IAASB の CAG からインプットを入手する。
	IAASB において、公開草案へのコメント及びコメントを踏まえた ISA540（改訂）案について協議する。
2017年 第4四半期	IAASB において ISA540（改訂）を承認する。

## 今後の方向性及びコンサルテーションの機会

14. IAASBは、IAASBの活動に関する利害関係者の見解及び視点に関心を寄せている。最近の一つの取り組みとして、IAASBは、ISA540よりも幅広い論点を含むコメント募集文書（ITC）「[公共の利益を踏まえた監査品質の向上－職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査－](#)」を公表しており、利害関係者にIAASBにフィードバックを提供する有益な手段を提供している。当該コメント募集文書（ITC）は、職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査に関するトピックについてIAASBにおける議論を記載しており、IAASBが監査品質を向上させるために行う可能性がある基準設定活動を示している。IAASBは、投資家、監査委員会及び作成者からフィードバックを得るために「[ITCの概要](#)」も公表した。これには、IAASBが検討している重要な領域及びIAASBが進む方向性の概要が記載されており、アウトリーチ活動において利害関係者の見解を引き出すのに役立つであろう。

<sup>18</sup> [http://www.ifac.org/system/files/uploads/PIAC-Due\\_Process\\_and\\_Working\\_Procedures.pdf](http://www.ifac.org/system/files/uploads/PIAC-Due_Process_and_Working_Procedures.pdf)

<sup>19</sup> グローバルの規制当局、企業及び国際組織、並びに財務諸表の利用者及び作成者を代表する 30 以上のメンバー組織で構成される諮問助言グループ（CAG）は、その独立的立場において、IAASB の戦略、議題及び優先順位、並びに技術的問題に対して、公共の利益の立場から、重要な助言を提供している。

<sup>20</sup> この計画は、IASB が、2016 年末までに新たな保険契約に関する会計基準を公表する可能性があり、タスクフォース及び IAASB による更なる検討が必要になる可能性を踏まえて作成されている。

15. これらの活動のほかに、IAASBのリーダーシップ及びタスクフォースは、本プロジェクトの活動期間を通じて、主要な規制当局、企業及びその他の利害関係者に対してISA540に関するアウトリーチを継続する予定である。
16. ISA540プロジェクトの進捗過程で、タスクフォースはプロジェクトの進捗を利害関係者に知らせるために更なるアップデートを行う可能性がある。

## Part B：予想信用損失に係る引当金（関連する見積りの不確実性を含む。）に対する 監査上の特別な考慮事項についての初期段階における検討状況

### 監査人に向けた主なメッセージ：

- 予想信用損失モデルの適用及び導入は、多くの場合、監査人、経営者、統治責任者、監督当局及び利用者に重要な課題をもたらす。
- 監査人は、予想信用損失による変更点及び監査への影響（特に金融機関の監査への影響）について理解する必要がある。
- IFRS 第9号は2018年1月1日以降開始する事業年度から適用されるが、今から行動をとるべきである。経営者、統治責任者及び監査人が予想信用損失モデルを適切に適用するために必要な変更の内容を理解し、当該モデルを使用した結果生じる可能性のある監査上の課題に対して十分に備えるためである。
- 変更の影響が大きい企業の監査の場合、2016年及び2017年の間に、経営者、統治責任者及び必要に応じて規制当局と適切で活発な協議を継続して行う必要性が高い。これは、企業がこの期間にシステム及びモデルを開発又は変更し、必要なデータ及び専門知識を取得する必要があるためである。
- 予想信用損失に係る引当金の複雑性、見積りの不確実性及び重要性の程度、並びに特定の重要なデータ及び仮定に関する複雑な又は困難な判断の必要性により、予想信用損失モデルの使用は、特別な検討を必要とするリスクとなる可能性が高い。
- 見積りの不確実性が高くなる可能性を踏まえ、暫定的な開示を含め、予想信用損失に関連する開示には監査人は十分に注意を払う必要がある。
- 予想信用損失の監査には、ISA540並びに他の基準（例えば、ISA315、ISA330、ISA500及びISA620）が関連する。原則主義に基づく要求事項は、予想信用損失モデルの監査には適切な枠組みを提供しているが、IAASBのISA540改訂プロジェクトは、監査人が予想信用損失モデルによりもたらされる課題に対応するのを支援する。
- タスクフォースは、既に予想信用損失モデルの使用から生じる多くの監査上の課題を認識しており、ISA540改訂プロジェクトにおいて、それらに対処する予定である。これらの課題への対処方法の概要は、以下に記載されている。

### 予想信用損失モデルの開発及び要求事項の背景

17. 発生損失アプローチにおいては、ローン・ポートフォリオ<sup>21</sup>における予想損失が考慮されないため、貸倒引当金に対する発生損失モデルの使用が金融危機をもたらしたのではないかと懸念が提起された。発生損失モデルは、貸付金の減損が会計処理される前に事象が発生しているか又は状況が明らかになっている必要がある、これは、貸倒引当金は実体経済に遅延することを意味する。
18. これに対しIASB及びFASBを含む幾つかの会計基準設定主体は、貸倒引当金に対して予想信用損失モデルを採用しようとしている。予想信用損失モデルは、貸付期間において予想される損失を見積もる。例えば、IASBモデルでは、当初に全期間の予想信用損失の一部分（12ヶ月分）を認識する必要があり、その後、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した貸付金については、全期間の予想信用損失を認識する必要がある。FASBのモデルも、全期間の予想信用損失を常に

<sup>21</sup> 銀行以外の企業が、ローン・ポートフォリオを持つことがある。

測定することを要求することにより、損失の見積りを義務付けている。予想信用損失モデルは、発生損失モデルと比べ、損失に係る引当金を早期に計上する可能性が高く、将来の損失を見積もる必要性を考慮すると、経営者の判断がより多く必要となるであろう。

19. 多くの金融商品は予想信用損失の対象となる。しかしながら、一部の財務報告の枠組みの下では、金融商品のポートフォリオが比較的単純な企業（例えば、売掛金、契約資産、リース債権及び信用リスクの低い資産を保有）に対しては、会計上の要求事項を簡略化する多くの実務上の簡便法（引当マトリックスの使用等）が利用可能である。そのため最も重要な影響は、より複雑な金融商品のポートフォリオを保有する銀行及びその他の金融機関が受ける可能性が高い。
20. タスクフォースは、監査人の独立性を侵害しない範囲で、監査人は、初期段階において企業の予想信用損失モデルの適用及び導入を積極的にモニターしていく必要があると考えている。これは、(a) 予想信用損失モデルの重要性及び当該モデルの適用に必要とされる準備期間、並びに (b) 当該モデルは、予想信用損失の対象となる多くの金融商品を有する企業の財務諸表の監査人のリスク評価及び監査アプローチに著しい影響を与える可能性が高いためである。さらに、多くの企業は、その適用前に、予想信用損失モデルの影響の程度について開示することが要求されることになる<sup>22</sup>。特に、（IFRSを適用する企業の場合）2018年の予想信用損失の要求事項の実施を見据えて、2016年から2017年の間に、通常の会計システム外からデータを特定・入手し、必要なモデルを開発し検証していくことが適切である。
21. 本セクションは、タスクフォースが特定した、予想信用損失モデルに関連する監査上の課題について記述している。これらの監査上の課題は、タスクフォースによる規制当局、監査人、財務諸表の作成者（統治責任者を含む。）及び利用者に対するアウトリーチの結果、特定された。本セクションは、現行のISAの下で、これらの課題にどのように対処できるかについてのタスクフォースの見解も記載している。
22. また、本セクションは、ISA540の改訂において、これらの問題にIAASBがどのように対応しようとしているかを記載している。本プロジェクトの進行により、これらの問題についての議論及びIAASBがこれらの問題にどう対処する計画であるかアップデートを行ったり、新たに特定したその他の問題を検討する機会を設けるかもしれない。IAASBのボード会議での議論のために作成される文書は、IAASBのウェブサイトにおいて入手可能である。

**タスクフォースは、監査人の独立性を侵害しない範囲で、監査人は、初期段階において企業の予想信用損失モデルの適用及び導入を積極的にモニターしていく必要があると考えている。**

## 関連する IAASB の基準

23. 本セクションでは、IAASBの公表物を参照しており、その多くは、企業が予想信用損失モデルを適用する場合に関連する。これらの問題を取り扱う主なISAは、公正価値測定及び関連する開示を含む、会計上の見積りの監査を取り扱うISA540である。ISA540は、ISA240<sup>23</sup>、ISA315<sup>24</sup>、ISA330<sup>25</sup>、ISA500<sup>26</sup>及びISA620<sup>27</sup>等の他のISAの要求事項を基礎としている。さらに、国際監査実

<sup>22</sup> 「その他の情報源」（P18）を参照

<sup>23</sup> ISA240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」（訳注：監基報 240「財務諸表監査における不正」）

<sup>24</sup> ISA315（改訂）「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」（訳注：監基報 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」）

<sup>25</sup> ISA330「評価したリスクへの監査人の対応」（訳注：監基報 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」）

<sup>26</sup> ISA500「監査証拠」（訳注：監基報 500「監査証拠」）

務ノート1000<sup>28</sup>（以下「IAPN 1000」という。）は、金融商品に関する一般的な情報及び金融商品に関する監査上の考慮事項を提供している。IAPN 1000は、貸倒引当金を扱っていないが、IAPN 1000の一部の要素は、一定の環境下で予想信用損失により提起される監査上の問題を検討する場合に役立つ。本セクションは、予想信用損失に関する問題に重点を置いており、IFRS第9号やFASBの基準又はその他の会計基準のその他の側面は取り扱っていない。

## Part B-1：データ及び仮定に関する課題

### 論点

#### 従来の会計システム外からのデータ及び仮定

24. 予想信用損失モデルの使用は、企業の様々な部門により開発された、既存の会計システム以外のシステム（例えば、リスク管理又は信用管理システム等）から、データ及び仮定を収集する必要性が生じる可能性がある。また、企業の外部からのデータ（例えば、信用情報機関又は政府機関から経済予測及び損失統計等の情報等）が必要になる可能性がある。例えば、単純なローン・ポートフォリオを保有し、簡素なプロセス及び手続を構築する企業もある（信用リスクの著しい増加が生じたかどうかを判断する際に、第三者信用格付機関からのデータを使用する等）。一方、大手金融機関等のその他の企業においては、内部統制環境はより複雑であり、企業の様々な部門が関与する可能性が高い。
25. これらのシステム及び企業の外部から入手したデータは、従来、財務報告に直接使用されなかったため、これまで監査手続の対象でなかった部門が所管する可能性がある。そのため、当該部門には必要な内部統制が整備されていないか、又は内部統制に関する文書化が行われていないことがある。予想信用損失モデルは、これらのシステムからのデータ（将来予想データ及び過去データを含む。）及び仮定を使用することがあるため、監査においてそのようなシステム及びデータへの対処方法を決定することは監査人にとって課題となる。
26. ローン・ポートフォリオ及び予想信用損失モデルによっては、一部の情報源及び仮定が、ほかに比べてより著しい影響をモデルの計算結果に与えることがある。例えば、住宅ローンのポートフォリオに関する予想信用損失モデルは、期限前返済率の変化又は当該地域の失業率に特に影響を受けることがある。

#### 将来のデータ及び仮定

27. 企業及び、結果として、監査人は、予想信用損失の測定に利用する将来データ及び仮定の重要性、並びに当該データ及び仮定を外部から入手する程度により、将来データ及び仮定の使用が特に課題となることに気が付くことがある。これまでの発生損失モデルとは異なり、IFRS第9号の予想信用損失モデルは、将来の予想損失を見積もることを企業に要求しており、企業に直接関連しない将来データ及び仮定（例えば、外部の事象に関連するマクロ経済についての将来情報等）の使用が必要になる。特定の会計基準において要求される将来データ及び仮定の使用の増加により、以下に関する考慮事項が発生することがある。
  - どれだけ多くのシナリオ及びどのシナリオを考慮すべきか、並びに監査人は異なるシナリオの適切性についてどのように検討すべきか。
  - 各シナリオの発生可能性（probability）及びウエイト付け（決定方法を含む。）
  - 情報入手先

<sup>27</sup> ISA620「監査人の専門家の業務の利用」（訳注：監基報620「専門家の業務の利用」）

<sup>28</sup> IAPN1000「金融商品の監査における特別な考慮事項」（訳注：監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」）



- 将来データ及び仮定をどのように集計し、信用評価（credit quality）に関連付けるか。
- 将来データ及び仮定をどのように予想信用損失の対象となる金融商品の償還時期に合わせているか。
- 様々な情報源から入手したインプットをどのように考慮しているか。

#### 関連する IAASB の公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

28. ISA540 の第 8 項(c)（訳注：監基報 540 第 7 項(3)）は、監査人に、経営者が会計上の見積りを行う方法及びその基礎データを理解することを要求している。ISA540 の第 8 項(c) (ii)（訳注：監基報 540 第 7 項(3) ②）は、会計上の見積りに関連する内部統制の理解を監査人に要求している。IAPN 1000 は、外部の情報源及び企業の記録からデータを網羅的かつ正確に抽出し、利用前に又は利用途中で改竄されないことを確保するための内部統制が必要である旨を記載している。
29. この論点に関するタスクフォースの議論では、予想信用損失モデルに投入されるシステムの複雑性、これらシステム間の相互作用、データ管理の必要性、及び予想信用損失の対象となる金融商品の多さから、大部分の金融機関の監査計画において注意を払うべき特定の課題が生じる可能性が指摘された。これらの課題には以下が含まれる。
- (a) 重要な情報源及び仮定の特定及び理解：信用評価に関連する独立した情報源及び仮定が数多く存在し、それらの一部については相互に関連していることがある。見積りの基礎となるデータ及び仮定を理解することにより、監査人は、予想信用損失モデルの計算結果にとって最も重要なデータに焦点を絞り、その情報源に監査手続を集中させることができる場合がある。
  - (b) データの内部統制及びガバナンス：データに対する内部統制及びガバナンスを理解することは、監査の初期段階において重要である。複雑性の高い環境における内部統制については、「モデル及びデータに関するガバナンス及び内部統制」のセクションを参照のこと。
  - (c) 代替的な情報源及び仮定の検討：タスクフォースは、代替的な情報源及び仮定の利用可能性、並びに特定の情報源又は仮定を選択した理由について経営者に質問を行うことは、監査人にとって有用であろうと考えている。また、タスクフォースは、情報源が固有の偏向（bias）を含んでいるか否かを考慮すべきと考えている。
  - (d) 作業水準の決定：タスクフォースの議論では、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して情報源及び仮定に適用する監査手続の種類及び範囲を決定するために、職業的専門家としての判断が重要であることが指摘された。また、タスクフォースは、将来データが実際の経済状況とリンクしている証拠があるかどうかを含め、将来データ及び仮定を検討する際に、どのような情報を監査証拠として利用できるか決定するために判断が必要と考えている。
  - (e) データ分析：タスクフォースは、新たなデータ分析ツールの使用は、予想信用損失プロセスに投入される大量の情報源に対応する際に役立つことがあると認識している。
  - (f) システムの相互作用：データは企業におけるシステム間を移動することがあり、意図的か否かにかかわらず、データの操作又は修正が行われる機会が増える可能性がある。タスクフォースは、データがどのように作成され、企業内を移動するかを検討する場合、情報技術（IT）に関するリスクも関連すると認識している。
  - (g) 企業の外部からのデータ：企業の外部から入手したデータは、監査上、特別な課題をもたらす可能性がある。予想信用損失モデルに対する一部の将来データは、中央銀行又は

規制当局等の情報源から入手し、その他のデータは、民間の情報源から入手することがある。一部の外部の情報源については、データがどのように作成されたか、及びそのデータの適切な内部統制及びガバナンスは存在しているかどうかについての判断が困難な場合がある。タスクフォースは、企業の外部から入手したデータについて、実施すべき監査手続の種類及び範囲を決定するためには判断が必要となると認識している。

- (h) 新たな単発的事象への対応：通貨の切下げ、公的債務危機、不動産市場における変化や政治動向を原因とする金融市場における大幅な変動等、一部の事象が特有の課題を引き起こすことがある。タスクフォースは、企業はそのような状況において合理的で裏付け可能なデータの入手が困難な場合があることを認識している。
30. タスクフォースは、以下の考慮事項は、経営者によるデータ（将来データを含む。）の使用を監査人が理解するのに役立つことがあると考えている。
- (a) 企業がマクロ経済及び将来データの影響について検討するための文書化された規準（written criteria）を有しているかどうか：適切な階層の経営者及び統治責任者が正式に文書化し監督する規準及びその策定の基礎は、経営者が選択肢の中から特定の情報源を選択した理由又は情報源を変更した理由を監査人が理解するのに役立つことがある。
- (b) 予想信用損失の測定において使用される適切なシナリオの策定プロセス：シナリオを策定する際、経営者及び統治責任者は、どのようなシナリオが今後発生する可能性が高いかを定める。例えば、割高な住宅市場は将来のある時点において調整されることもあれば、又は高い失業率は改善されることもある。また、企業はサービス又はモデルのベンダーにより明示されるシナリオを使用することもあれば、企業自身でシナリオを策定することもある。監査人の手続には、適用される財務報告の枠組みに従って、シナリオを選択する経営者のプロセスの検討が含まれることがある。
- (c) 信用評価に関する市場の指標の利用：クレジット・デフォルト・スワップ等の取引されている金融商品を含む、信用評価に関する市場の指標は、一部の大口債務者の信用評価の変化に関する証拠を提供することがある。信用評価に関する市場の指標を企業の予想信用損失モデルにどのように組み込むかについて文書化されたプロセスは、監査人が、経営者がモデルへどのようにデータを反映しているかについて理解するのに役立つ。
- (d) 類似のデータ及び仮定の整合的な使用：企業においては、例えば、内部での予測、規制当局への報告及びその他の資産の減損の計算等、類似する経済現象の予測に関係する複数のプロセス並びに報告義務が存在する。タスクフォースの議論では、これらのプロセス及び報告義務の間に関係に注目し、監査人は、これらのプロセス及び報告においてデータ及び仮定が整合的に使用されているかどうかを検討することが指摘された。例えば、企業の内部の予測において、特定の地域における国内総生産が今後 1 年間に 2% 増加する可能性が高いとしている場合、予想信用損失モデルにおいても、基礎となる経済のシナリオとして同様の仮定を使用するかもしれない。又は経営者は異なる仮定を使用した理由を説明することができる場合もある。また、タスクフォースは、状況によっては、異常値を識別するのにその業界全体のベンチマーキングが有用となると考えている（第 64 項も参照）。

- (e) 金融機関の監督当局を含む、外部の情報源とのデータ及び仮定の比較：タスクフォースは、監査人は、（中央銀行又は財政当局が公表しているため）経済予測を行う中央組織にアクセスできる場合、これら外部の情報源をベンチマークとして企業のデータ及び仮定の比較を行うことができる場合がある。金融機関の場合、タスクフォースは、法令、規則及び関連する職業倫理に関する規定に基づいて、金融機関の監督当局との協議により、監査人及び当該監督当局が経営者の使用するデータ（将来データ及び仮定を含む。）の合理性について情報共有する機会が提供されることがあると考えている。



- (f) 予想信用損失への移行：上述のとおり、予想信用損失への移行は、現在は伝統的な会計システム外にあるシステムに対して監査手続を実施することになる可能性が高い。タスクフォースは、予想信用損失モデル導入プロセスの初期段階及び全期間を通じて、経営者、統治責任者及び（該当ある場合には）監督当局と監査人との間で協議を行うことは、監査手続の立案に役立ち、また、関係者が早期に対応することを促すと考えている。その際、ISA260（改訂）<sup>29</sup>及びISA265<sup>30</sup>における要求事項及び適用指針が有用である。また、タスクフォースは、開示強化タスクフォース（EDTF：Enhanced Disclosure Task Force）が、金融機関に対して強制適用前の期間において暫定的に追加的な開示を行うことを推奨していることを理解している。<sup>31</sup>

<sup>29</sup> ISA260（改訂）「統治責任者とのコミュニケーション」（訳注：監基報 260「監査役等とのコミュニケーション」）

<sup>30</sup> ISA265「内部統制の不備に関する統治責任者とのコミュニケーション」（訳注：監基報 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」）

<sup>31</sup> 「その他の情報源」（P20）を参照

**ISA540 プロジェクトにおいて検討予定の領域**

特定の公正価値に関する会計上の見積り及び予想信用損失を含む会計上の見積りのモデルにおけるデータ及び仮定の重要性に鑑み、ISA540 プロジェクトは、より直接的にデータ（将来データ及び仮定を含む。）に関連する論点に対処するため、追加の要求事項又は適用指針を含めることを検討する。検討すべきトピックには以下が含まれる。

- 計画段階において検討しなければならない追加的又はより綿密な考慮事項があるか否か。
- 適用される財務報告の枠組みは、データの入手又は仮定の設定に関する指針を有しているか。
- 重要な情報源及び仮定に監査の焦点を絞ることの重要性
- 代替的な情報源及び仮定の対処方法並びにその時期
- 会計上の見積りのために入手するデータに関連する IT リスクの評価及び実施する監査手続の立案における IT システムの影響
- 企業の外部から入手されるデータの影響及びそのデータに関する作業

ISA540 の第 13 項（訳注：監基報 540 第 12 項）の趣旨を満たすため、外部から入手したモデル、データ及び仮定に関する作業の内容並びに範囲についても検討する。また、タスクフォースは会計上の見積りの監査におけるデータ分析の使用に関して、IAASB のデータ分析ワーキング・グループと協働する。

**Part B-2：予想信用損失モデルに関する特別な検討を必要とするリスクの識別****論点**

31. 予想信用損失モデルの計算においては、モデルへのインプット、仮定、ポートフォリオのプール区分及び個々のエクスポージャーについて判断を行うことが経営者に求められ、幾つかの財務報告の枠組みでは、信用リスクの著しい増大が当初認識以降発生したかどうかの判断も求められる。その結果、予想信用損失に係る引当金については、最も単純なローン・ポートフォリオ以外においては見積りの不確実性が高くなる可能性が高く、そのため特別な検討を必要とするリスクを一つ以上識別することがある。また、予想信用損失に係る引当金は、複雑で、主観の程度が高くなり、それぞれが一つ以上の特別な検討を必要とするリスクの存在の可能性を示唆している<sup>32</sup>。

**関連する IAASB の公表物の抜粋及びタスクフォースの議論**

32. 監査人は、ISA 315（改訂）で要求される重要な虚偽表示リスクの識別と評価において、会計上の見積りの不確実性の程度を評価しなければならない<sup>33</sup>。これに基づいて、監査人は、監査人自らの判断により、見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りが、特別な検討を必要とするリスクを生じさせているかどうかを決定しなければならない<sup>34</sup>。

<sup>32</sup> ISA315（改訂）第 27 項（訳注：監基報 315 第 26 項）

<sup>33</sup> ISA540 第 10 項（訳注：監基報 540 第 9 項）

<sup>34</sup> ISA540 第 11 項（訳注：監基報 540 第 10 項）



33. タスクフォースの議論において、予想信用損失に関連する特別な検討を必要とするリスク<sup>35</sup>を識別するためには職業的専門家としての判断が重要であること、及び重要な虚偽表示リスクの最も高いリスク (the greatest risk of material misstatement) に監査手続の重点を置くことが重要であることが指摘されている。そのため、タスクフォースは、監査人は、特別な検討を必要とするリスクの識別に関する判断を含め、適切な精度でリスク評価を実施できるように、予想信用損失モデルの詳細について理解することが求められるであろうと指摘している。

タスクフォースは、以下の状況が、一つ以上の特別な検討を必要とするリスクが存在する可能性を示唆していると考えている。

- 予想信用損失に係る引当金の見積りの不確実性が高い。
- 企業規模に比べて予想信用損失の対象となる金融商品のポートフォリオが大きい、又は異なるリスク特性を有する多様なポートフォリオを有する。
- 予想信用損失の対象となる複雑な金融商品が存在する。
- 予想信用損失モデルの結果が、規制上の比率若しくは収益力に著しい影響を与えている、又は経営者の偏向により影響を受けることがある。

タスクフォースにおいて、予想信用損失により特別な検討を必要とするリスクを識別しないポートフォリオに特有の要因（例えば、企業規模に比べて予想信用損失の対象となる金融商品の金額が少ない場合、又は信用度の高い顧客に対する少数の貸付金の場合等）も議論された。

#### ISA540 プロジェクトにおいて検討予定の領域

タスクフォースは、ISA540 は、既に、見積りの不確実性の高さと特別な検討を必要とするリスクの識別には関連性があることを説明していると認識している。タスクフォースは、会計上の見積り（見積りの不確実性が高い場合を含む。）と特別な検討を必要とするリスクの識別をより強く関連付けるか、また、どのように関連付けるかを検討する。

タスクフォースは、会計上の見積りに関して適切な精度で特別な検討を必要とするリスクの識別及び評価を促進するために要求事項及び指針は十分かどうか、追加の指針が有益かどうかを検討する。タスクフォースは、会計上の見積りに関する監査人のリスク評価について、経営者、統治責任者及び（状況によっては）監督当局とコミュニケーションをどのように行うべきか、及びその時期についても検討を行う。また、タスクフォースは、会計上の見積りの不確実性が高い場合、反証可能ではあるが、特別な検討を必要とするリスクの存在を推定するかどうかについても検討する（Part B-6 も参照）。

会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクの識別及び評価の問題に密接に関連して、特別な検討を必要とするリスクか否かにかかわらず、合理的に低い水準に低減されていないリスクへの適切な対応に関する論点がある。タスクフォースは、ISA540 が、それぞれの会計上の見積りのリスクに対する適切な作業について、より明瞭に説明できるかどうかを検討する。見積りによっては、現在要求されている手続より多くなることも、少なくともなることもあり得る。例えば、ISA540 は現在、見積りが単純であり一般に認められているアプローチを使用して決定される場合（減価償却費の計算の場合等）であっても、当該見積りに係る内部統制の理解を監査人に求めている。これに対し、タスクフォースは、特別な検討を必要とするリスクではないが、リスクが相対的に高い見積りに対する作業についても検討する。

タスクフォースは、特別な検討を必要とするリスクの識別を含むリスク評価プロセスを中心とするより広範な問題について、IAASB の ISA315 ワーキング・グループと協力する。

<sup>35</sup> 特別な検討を必要とするリスクは、会計上の見積り全体だけでなく、会計上の見積りの一つの要素に関連して存在することがある。



## Part B-3：モデルに関する監査手続：モデル及びその内部統制の理解及び評価

## 論点

34. 予想信用損失の対象となる金融商品のポートフォリオが重要である企業の財務諸表監査において、リスク評価及び経営者の予想信用損失の測定方法の適切性の検討は重要である。多くの企業（特に金融機関）において、これらの会計上の見積りは、複雑なデータ環境において生成され、多くのプロセス及び内部統制を含む広範囲のシステムの結果でもあり、独自仕様のモデルを伴うことがある。

**その他の情報源**

一部の規制当局は、銀行の予想信用損失に関する問題及びより広範なモデルリスク管理に関して、監査人の対応の参考となる指針を公表している。バーゼル委員会は、2015年12月に、「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス（Guidance on Credit Risk and Accounting for Expected Credit Losses）」を公表し、予想信用損失会計モデルが銀行全体の信用リスク業務及び規制の枠組みとどう相互作用すべきかの監督指針を銀行に提供している。本ガイダンスは、監査人が銀行における経営者の予想信用損失の適用及び導入状況を検討する際に有用であろう。また、バーゼル委員会は、2014年3月に「銀行の外部監査（External Audit of Banks）」を公表しており、これも監査人に有用であろう。

米国の連邦制度準備理事会（Federal Reserve）及び通貨監督庁（OCC：Office of the Comptroller of the Currency）は、2011年に、監督及び規制通知11-7（Supervision and Regulation Letter 11-7）「モデルリスク管理指針（Supervisory Guidance on Model Risk Management）」を公表した。当指針では、適切なモデルの開発、導入及び使用、効果的な検証、健全なガバナンス、方針及び内部統制を含む、有効なモデルリスク管理の枠組みの重要な側面について取り扱われている。

金融安定理事会（FSB）により設立された開示強化タスクフォース（EDTF）は、2015年11月に、銀行のリスク開示に対する予想信用損失アプローチの影響について記述した「銀行のリスク開示に対する予想信用損失アプローチの影響（Impact of Expected Credit Loss Approaches on Bank Risk Disclosures）」を公表した。開示強化タスクフォースは、信用損失の認識・測定及び特に将来情報に対するガバナンスを構築し強化するには、システム及びプロセスへの大幅な変更が必要となることであると述べている。本報告書において、開示強化タスクフォースは、（IFRS又は米国会計基準によるものかにかかわらず）予想信用損失アプローチを原因として今後生じる変更について市場が理解するのに役立つ、整合性及び比較可能性の確保に資する開示に関する28の提案を行った。暫定的な開示には、例えば、以下について説明することが含まれる。

- 予想信用損失アプローチにおける一般的な概念
- 予想信用損失モデルのアプローチと現在の減損アプローチの比較
- 計画表、重要なマイルストーン、重要な責任及び説明責任を含む導入戦略
- 予想信用損失の主要概念の導入方法及び使用される信用リスクモデリング技術
- 整備・運用予定のガバナンス、プロセス及び内部統制、並びにこれらが現在の信用リスクとその他のガバナンス、プロセス及び内部統制にどのように関連するか
- 予想信用損失の要求事項がどう資本計画に影響すると予想されるか

35. 一部の企業は、予想信用損失モデルに、適切な改良を加えた外部のモデルを使用することを選択することが予想される一方、多くの企業（特に大手金融機関）は、企業自身でモデルを開発するだろう。これらのモデルは、経営者による重要な判断の影響を受ける可能性があり、また、複雑で、監査人は監査を実施するために特定の技能を取得しなければならないかもしれない（セクションB-5を参照）。大手銀行の一般的な予想信用損失モデルは、重要なポートフォリ

オ及び管轄区域ごとのモデルに区分され、それぞれのモデルが各ポートフォリオ及び管轄区域における将来の経済状況についての独自の仮定及び独自の情報源を有している。モデルは、予想信用損失の測定と、別のモデルへのインプットとしての仮定の設定の両方の目的に使用することができる。

#### 関連するIAASBの公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

##### ISA540 からの抜粋（訳注：監基報 540 第 7 項）

8. 監査人は、ISA 315（改訂）で要求される、内部統制を含む企業及び企業環境を理解するためのリスク評価手続とこれに関連する活動を実施する際、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るため、以下の事項について理解しなければならない。（A12 項参照）
- ……
- (c) 以下の事項に関する経営者が会計上の見積りを行う方法及びその基礎データの理解（A22 項から A23 項参照）
- (i) 会計上の見積りを行う際に使用する測定方法（測定モデルも含む。）（A24 項から A26 項参照）
- (ii) 関連する内部統制（A27 項から A28 項参照）
- ……

36. タスクフォースは、監査人が予想信用損失の測定を行う際に使用されるモデルを理解する際に直面することがある様々な課題について議論した。次のセクションは、タスクフォースの以下に関する議論について要約している。

- 企業のモデル開発及び妥当性の確認に対する監査人のアプローチ
- モデルに関して識別・評価した重要な虚偽表示リスクへの対応

#### 企業のモデルの開発及び妥当性の確認に対する監査人のアプローチ

37. ISA540は、会計上の見積りの実施に使用されるモデル（該当する場合）を理解することを監査人に要求している36。IAPN 1000の第49項（訳注：監基研第2号の第49項）は、監査人が複雑なモデルを理解する際に役立つように、経営者自身のモデルか外部のモデルかを問わず、モデルの設定又はその妥当性を確認する際の検討事項を説明している。これは、公正価値に関する会計上の見積りを前提として書かれているが、それらの事項の多くは、予想信用損失の対象となる金融商品にも該当する。IAPN 1000の第49項の予想信用損失の対象となる金融商品への適用に関するタスクフォースの議論では、状況に応じて変わることが想定されるものの、以下の事項に重点が置かれた。

- モデルを使用する前にその妥当性を確認しているか、また、当該モデルがその使用目的に対して引き続き適切であるかを定期的に検討しているか。企業がモデルの妥当性を確認するプロセスには、以下の評価を含んでいる。
  - 変数及び感応度の適切性を含む、手法の理論的な健全性と数学的な完全性
  - モデルのインプットと市場慣行との整合性及び網羅性、また、モデルで用いるための適切なインプットが入手可能かどうか。

<sup>36</sup> ISA540 第 8 項(c) (i)（訳注：監基報 540 第 7 項(3)①）

- 既存の過去のデータを使用したモデルのバックテスト(遡及的な検討)
  - モデルに関する僅かな変更が当該モデルの計算結果に大きな変化をもたらすことがあるため、モデルの適切な変更管理の方針、手続及びセキュリティ管理が存在するか。
  - 過去のデータが予想信用損失に影響を与えるであろう事象を含まない場合等において、当該事象が生じる可能性がごく僅かであっても、データにおける過去の偏向のリスク(the risk of historical bias)を軽減する内部統制がモデルに存在しているか。
  - モデルは独立した客観性のある部門により、可能であればバックテスト(遡及的な検討)を含め、妥当性確認のため定期的に測定され、検討、検証されているかどうか。
  - モデルに関して適切に文書化されているか(モデル適用の意図及び限界、モデルの主要な変数、要求されるデータ、モデルに対する妥当性確認の分析の実施結果並びにモデルの計算結果に対する調整を含む。)
  - 経営者が外部のモデルを使用するとき、企業に関する事実及び状況を踏まえて、当該モデルの設計及び使用される仮定が合理的であるかどうか。
38. タスクフォースは、モデルの開発及びその妥当性の確認の段階を含む、監査の初期段階におけるリスク評価手続及び関連する活動の実施は、モデルの計算結果に最も重要な影響を与え、重要な虚偽表示リスクの識別につながるポートフォリオ又は管轄区域の予想信用損失モデルに監査人が重点を置くことを支援するだろうと考えている。また、リスク評価手続及びそれに関連する活動の早期実施は、監査の初期段階及び監査全過程における職業的懐疑心の発揮を促す。タスクフォースは、監査プロセスの初期段階における経営者及び統治責任者との協働は、モデルの開発プロセスの間に生じる幾つかの監査上の課題に対処するのに役立つことがあると考えている。規制当局が公表する指針は、監査人が企業環境を理解するのに有用となることがあり、これらのリスク評価を実施するのに役立つことがある。

#### モデルに関して識別・評価した重要な虚偽表示リスクへの対応

##### ISA540 からの抜粋 (訳注：監基報 540 第 12 項)

13. 監査人は、ISA 330 で要求される評価した重要な虚偽表示リスクへの対応に当たって、会計上の見積りの性質を考慮に入れ、以下の手続の一つ又は複数の手続を実施しなければならない。(A59 項から A61 項参照)
- (a) 監査報告書日までに発生した事象が、会計上の見積りに関する監査証拠を提供するかどうかを判断する。(A62 項から A67 項参照)
  - (b) 経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検討する。この手続において、監査人は、以下の事項を評価しなければならない。(A68 項から A70 項参照)
    - (i) 使用された測定方法は、状況に応じて適切であったかどうか。(A71 項から A76 項参照)
    - (ii) 経営者が使用した仮定は、適用される財務報告の枠組みにおける測定目的に照らして合理的であるかどうか。(A77 項から A83 項参照)
  - (c) 適切な実証手続とともに、経営者が会計上の見積りを行った方法に関連する内部統制の運用評価手続を実施する。(A84 項から A86 項参照)
  - (d) 経営者の見積額を評価するため、監査人の見積額又は許容範囲を設定する。この目的のため、以下を実施しなければならない。(A87 項から A91 項参照)
    - (i) 監査人が経営者とは異なる仮定又は方法を利用する場合には、監査人の見積額又は許容範囲の設定において関連する変数を考慮に入れていることを確かめ、経営者の見積額との重要な差異を評価するのに十分な程度に、経営者が使用する仮定

又は方法を理解する。(A92 項参照)

- (ii) 監査人が許容範囲を使用するのが適切であると判断した場合には、利用可能な監査証拠に基づいて、許容範囲内の全ての結果が合理的であると考えられるまで許容範囲を絞り込む。(A93 項から A95 項参照)

39. ISA540の第13項は、四つの手続から少なくとも一つ以上の手続を実施することを監査人に求めている。しかしながら、予想信用損失を測定するために使用されるモデルの内容は、多くのインプット、仮定及び変数を含んでおり、かつ最も単純なローン・ポートフォリオ以外は複雑になるということを踏まえると、タスクフォースは、ISA540の第13項に記載されている特定の手続しか実施されなかった場合に予想信用損失モデルについて十分かつ適切な監査証拠の入手可能か否かに関する課題に重点を置いて議論した。
40. 例えば、一部の財務報告の枠組みの下では、信用リスク商品に関連する後発事象についての情報は常に適時に入手できる可能性が低いことを考慮すると、監査報告書日までに発生している事象が会計上の見積りに関連する十分かつ適切な監査証拠とはならない可能性がある。しかしながら、タスクフォースは、信用損失を見積もるための経営者のシステムが、設計されたとおりに機能しているかどうかについて検討することが役立つことがあると考えている。
41. さらに、タスクフォースは、監査人が、全般的に複雑な信用損失の算定に関して監査人の見積額及び許容範囲を設定するのが困難となることがあると認識している。これは、システム及びデータフィールドに対する要求事項を再現するのが監査人にとって困難又は非現実的であることがあるためである。しかしながら、タスクフォースは、監査人は、代替的なデータ若しくは仮定を検討するために、経営者のモデルを使用する、又は予想信用損失計算の一部に関して自身のモデルを開発することができる場合があると考えている。タスクフォースは、経営者のモデルの一部について再実施又は再計算することによっても監査証拠を入手することができると考えている。
42. 独立の立場から、職業的懐疑心を適用して経営者のモデルにアプローチする方法として、タスクフォースが議論した別の方法は、監査人が経営者の仮定を評価する前に、自身の仮定を設定するために市場に関する自身の知識を使用する（又はそうするために専門家を利用する）ことである。これは、全ての仮定に対して可能又は現実的というわけではないが、割引率及びインフレ率などの特定の仮定に関しては有用かもしれない。

#### ISA540 プロジェクトにおいて検討予定の領域

ISA540 改訂プロジェクトは、ISA540 第 13 項に、重要な虚偽表示リスクに対応するためにより多くの選択肢を追加すべきかどうかについて検討する。タスクフォースは、特別な検討を必要とするリスクを伴う幾つかの複雑な会計上の見積りのために、第 13 項に記載された手続を組み合わせる必要がある可能性が高いと考えており、本 ISA においてこれを記載するかどうか及びその方法を検討する。また、モデルに対する監査手続、並びに監査計画、統治責任者とのコミュニケーション及び職業的専門家としての判断や職業的懐疑心の発揮（例えば、経営者モデルへの疑問提起（challenge））等に関連する考慮事項に関して、IAPN 1000 の内容を組み込む可能性もある。タスクフォースは、データ分析がモデルの監査実施においてどのような役割を果たすかについて、IAASB のデータ分析ワーキング・グループとも協力して検討を行う。



## Part B-4：モデル及びデータに関するガバナンス及び内部統制

## 論点

43. 企業がどの程度内部統制を高度化するかは、金融商品を利用する程度と金融商品の複雑性が重要な要因となる。例えば、ある企業では、単純なローン・ポートフォリオを保有し、簡素なプロセス及び手続（例えば、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかについての経営者の評価の適切性の確認として、第三者信用格付機関からのデータを利用するなど）を構築することがある。一方、大手金融機関を含む他の企業においては、内部統制環境はより複雑であり、企業の様々な部門が関与する可能性が高い。
44. 予想信用損失モデルにおいては、当該モデルそれ自体及び当該モデルに投入されるデータの両方に対するガバナンス及び内部統制が存在していることが想定される。

## IAASBの関連する公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

45. ISA315は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を通じて、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し評価する監査人の責任を取り扱っている。また、IAPN 1000にも関連する記述があり、内部統制に関する留意点を含む、金融商品に関連する監査上の考慮事項について記載している。IAPN 1000は貸倒引当金については適用されないが、公正価値モデルに対する内部統制についての記述部分は、予想信用損失モデルにおいても、適宜修正の上適用可能である。IAPN 1000の第21項（訳注：監基研第2号第21項）は、「また、経営者及び場合によって統治責任者は、適用される財務報告の枠組みに準拠した財務諸表の作成のための内部統制を整備し運用する責任を有する。」と記載している。
46. タスクフォースは、予想信用損失に対する有効な内部統制の要素について議論した。議論は、企業により事業の複雑性も規模も様々であることから生じる課題を含め、企業のリスク管理プロセスに関する監査人の評価に重点が置かれ、以下について指摘された。
- 企業が独自仕様のモデルを有する場合、モデルに対するガバナンス及び内部統制はより困難となる。
  - 外部から入手したデータ及び仮定は、企業の状況に対する適合性を確保する内部統制の影響を受けることがある。
  - 予想信用損失モデルは、従来の会計システムに関連しない部門からのデータを必要とする。それらの他の部門においては、総勘定元帳や補助簿からの情報に対する内部統制と同様の内部統制は存在しないか、又は新たに導入されたばかりの場合がある。
  - 幾つかの財務報告の枠組みは、信用リスクが著しく増大した金融商品に関して全期間の予想信用損失の認識を要求しており、この判断は財務諸表に重要な影響を与える可能性が高い。タスクフォースは、信用リスクの著しい増大が生じたかどうかについての評価は主観的であり、経営者の方法を評価するには、職業的専門家としての判断及び職業的懐疑心が必要であることを認識している。信用リスクの著しい増大が生じたかどうかについて判断するためのデータの入手及びその判断に関する内部統制は、とりわけ重大な課題となる。
- 仮定及び将来情報に関して、例えば、リスク管理部門、貸付部門及び財務部門の間での適切な議論を含め、企業内で適切なレベルの質疑(challenge)及び懐疑心が必要となる可能性が高い。
- 仮定及び将来情報に関しては、例えば、リスク管理部門、貸付部門及び財務部門の間での適切な議論を含め、企業内で適切なレベルの質疑(challenge)と懐疑心が必要となる可能性が高い。



47. IAPN 1000の付録は、大量の金融商品取引を行う企業において存在する内部統制の例示を記載している。それらは複雑な金融商品の公正価値測定という前提で記載されているが、記載された多くの内部統制はローン・ポートフォリオにも適合する。
48. 大手金融機関に関して、タスクフォースは、予想信用損失モデルにおいて使用するシステムの複雑性及びシステム間の相互作用、導入されている可能性の高い内部統制、並びに予想信用損失の対象となる大量の金融商品が監査に対して特定の課題を引き起こすことがあることについて認識している。タスクフォースは、大手金融機関について、監査人は一般的に、内部統制が有効に運用されていると想定しているため、統制評価手続は監査証拠を入手する効率的な方法となり得ると考えている。タスクフォースは、金融機関はデータフローを管理する自動プロセス及び関連する内部統制に依存しているため、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないと考えている<sup>37</sup>。

#### ISA540 プロジェクトにおいて検討予定の領域

ISA540 の改訂プロジェクトでは、経営者の会計上の見積りの実施方法に対するガバナンス及び内部統制に一層又はより明確に重点が置かれているかどうかについて検討する。これは以下に対処する要求事項又は指針の形を取る可能性がある。

- 特に実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できる可能性が低い場合における、重要な内部統制及びデータに重点を置く必要性
- 企業がモデル開発部門を有している場合の影響を含む、独自仕様のモデルの監査と標準モデルの監査の違い
- 適切な作業を含む、外部から入手したデータ及び仮定の影響
- 企業の運営体制、モデルの妥当性を確認する部門の存在、統治責任者の役割及び情報技術に関する現行の内部統制を含む、モデルに対するガバナンス及び内部統制の評価の際検討される要素

タスクフォースは、この点において、IAPN 1000 の資料が有用と考えている。

#### Part B-5：経営者の利用する専門家及び監査人の利用する専門家

##### 論点

49. 経営者の予想信用損失の測定プロセスは、高度で広範囲に及ぶ独自のプロセスを伴うことがあり、経営者及びその監査人は、多くの場合、評価、信用リスク、モデル及び他の分野の専門知識を有する専門家を様々な方法で幅広く利用する。
50. 経営者は、これらの領域（例えば、モデル開発又は信用リスク管理部門）において専門家を雇用する（内部の専門家）か、又は外部の専門家を利用することがある。
51. 監査人にとっては、複雑な予想信用損失モデルを伴う見積りについて監査を実施するために必要とされる技能及び専門知識を入手する際、困難を伴うことがある。

##### 関連するIAASBの公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

52. ISA500は、企業の内部の専門家又は外部の専門家であるかを問わず、経営者が専門家を利用している場合の監査における要求事項及び指針を記載している。ISA620は、監査人の専門家の利

<sup>37</sup> ISA330第8項(b)（訳注：監基報330第7項(2)）は、「監査人は、実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、関連する内部統制の運用状況の有効性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手するための運用評価手続を立案して実施しなければならない。」と記載している。

用に関する要求事項及び指針を記載し、ISA220<sup>38</sup>は、財務諸表監査の品質管理手続に関する、監査人に対する要求事項及び指針を記載している。ISA540は、監査人に、会計上の見積りに関係する専門的な技能又は知識が十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要かどうかを考慮することを求めている<sup>39</sup>。

53. ISA220に基づいて、監査責任者は、監査チームと監査人が業務を依頼する外部の専門家が、全体として適切な適性及び能力を保持していることを確かめなければならない。さらに、監査人は、監査の実施に必要な監査チームメンバーの能力、時期及び人数を明確にすることが求められている。
54. タスクフォースの議論において、監査人が、必要に応じて内部又は外部の専門家を利用することを含め、適切な技能及び専門知識が利用でき、かつ専門家の業務を適切に監督又は評価できることの重要性に重点が置かれた。タスクフォースは、そのような専門家が必要かどうかは、予想信用損失の測定のために経営者のプロセスがどれだけ高度で広範で独自性があるかによると考えている。また、タスクフォースは、監査人が必要な技能及び経験を利用できない場合、監査品質に悪影響を及ぼし、監査契約を受嘱できないことがあると認識している。
55. また、タスクフォースの議論は、以下の領域を含め、予想信用損失の対象となる金融商品の監査における適切な技能及び専門知識へのアクセスに関する課題にも重点が置かれた。
- (a) 該当する場合、資本規制等の金融機関に特有の法令及び規則を含む、法規制環境の理解
  - (b) 予想信用損失のモデリング
  - (c) 従来の会計システムの外部又は企業の外部から入手されたデータを含む、モデル、データ及び仮定に対するガバナンス及び内部統制
  - (d) 社内又は外部から入手した信用リスクデータを使用した信用リスク分析
  - (e) 企業の異なる部門（例えば、トレーディング部門、リスク管理部門、財務部門）によって管理されるシステム間における相互作用

**タスクフォースは、監査人が必要な技能及び経験を利用できない場合、監査品質に悪影響を及ぼし、監査契約を受嘱できないことがあると認識している。**

#### ISA540プロジェクトにおいて検討予定の領域

タスクフォースは、特定の複雑な会計上の見積りに関する適切な監査手続を実施する際に、監査人が専門家の業務を利用することの重要性を認識している。したがって、ISA540プロジェクトでは、ISA540において監査人の専門家の業務の利用が適切に取り扱われているかどうかを検討し、さらに、監査人の専門家の利用の要否及び利用するタイミングを検討する必要性をより明確に取り扱うために、ISA620の改訂が必要かどうかを検討する。タスクフォースは、経営者の専門家の利用は、データ入手のための外部の情報源の利用とどのように異なるかについても検討する。タスクフォースは、複雑な金融商品を保有する企業の監査を実施する監査チームに必要とされる技能及び専門知識について、ISAにおいてより明瞭化を図るべきかどうかについても検討する。この点について、タスクフォースは、IAASBの品質管理ワーキング・グループと協力する。

第9項で述べたとおり、IAASBは、見積り及び公正価値測定の監査、並びに専門家の業務の利用に関するPCAOBのプロジェクトを注意深くフォローする。

<sup>38</sup> ISA220「監査業務における品質管理」（訳注：監基報220「監査業務における品質管理」）

<sup>39</sup> ISA540第14項（訳注：監基報540第13項）

## Part B-6 : 予想信用損失モデルに内在する見積りの不確実性への対応

## 論点

56. 上述のとおり、監査人は、例えば、経営者のモデルにおける仮定を変更し、合理的なその他の仮定を使用して、経営者の仮定から得た計算結果と監査人の計算結果を比較したり、又は専門家の利用により、監査人の見積額又は見積りの許容範囲を導き出すことが可能となることがある<sup>40</sup>。予想信用損失モデルにおける潜在的な複雑性及び不確実性、並びに予想信用損失の測定において必要となる重要な判断の程度を考慮すると、監査人の見積りの許容範囲、又は経営者の見積額と監査人の見積額との間の差異は、手続実施上の重要性の金額の数倍になる可能性がある。これは以下のためである。
- 要求される判断のレベルは、その他の会計上の見積りに関するものより高くなる可能性がある。例えば、予想信用損失の対象となる一定の金融商品について信用リスクが著しく増大したかどうかについての評価は、判断に大きく依存する場合がある。
  - 仮定の数及び感応度が、その他の会計上の見積りに関するものよりも大きくなる可能性がある。
  - 予測期間の長さは、その他の会計上の見積りに関するものよりも長くなる可能性がある。
  - 企業は、監査上の課題となる可能性がある外部情報源からの情報を検討しなければならない場合がある。例えば、財務報告の枠組みは、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測について、過大なコスト又は労力をかけることなく入手し得る、報告日における全ての合理的で裏付け可能な情報を要求することがある<sup>41 42</sup>。
57. 金融機関の監査においては、仮定の変更が計算結果に及ぼす感応度及びエクスポージャーの規模のために、仮定における若干の差異のみから監査人の見積りの許容範囲の幅が大きく広がる可能性がある。十分に信頼できる経験のある専門家は、一定の状況における適切な仮定について反対する可能性がある。

## 関連するIAASBの公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

## 監査人の許容範囲が手続実施上の重要性の金額を超える場合の課題

58. ISA540の第13項(d)(ii)（訳注：監基報540第12項(4)②）は、監査人の設定した許容範囲に全ての「合理的な結果」を含めることを要求している<sup>43</sup>。
59. ISA540のA94項（訳注：監基報540のA93項）は以下のように記載している。

<sup>40</sup> 第40項を併せて参照のこと。

<sup>41</sup> 一例としてIFRS9 B5.5.15を参照

<sup>42</sup> バーゼル銀行監督委員会の公表物「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス（Guidance on Credit Risk and Accounting for Expected Credit Losses）」では、「本委員会は、特に、銀行の事業を考慮すると、関連する情報の入手に「過大なコスト又は労力」が必要となる見込みがあると考えていないため、国際的に活動する銀行による（IFRS第9号の）簡便的な方法の使用は限定的だろうと予想している。」と記載している。

<sup>43</sup> ISA540のA93項（訳注：監基報540のA92項）も参照。

通常、許容範囲が手続実施上の重要性と同額か、それより少額に絞り込まれている場合には、経営者の見積額の合理性を評価するのに適切である。しかしながら、特に一部の産業においては、許容範囲をこれらの金額まで絞り込むことができないことがある。この場合、必ずしも会計上の見積りを認識してはならないということではないが、会計上の見積りの不確実性が、特別な検討を必要とするリスクを生じさせる可能性を示唆していることがある。特別な検討を必要とするリスクへの追加的な対応は、A102 項から A115 項に記載されている。

60. ISA540のA95項（訳注：監基報540のA94項）は、監査人の許容範囲は以下によって絞り込むことができる」と記述している。
- 発生する見込みがないと監査人が判断する許容範囲の両端の結果をその許容範囲から削除する。
  - さらに、利用可能な監査証拠に基づいて、許容範囲内の全ての結果が合理的と監査人が判断するまで許容範囲を絞り込む。まれに、監査人は、監査証拠が見積額を示すまで許容範囲を絞り込むことができることがある。
61. タスクフォースは、手続実施上の重要性の金額以下に許容範囲を絞り込むことができないことは、予想信用損失モデルに関連する見積りの不確実性が一つ以上の特別な検討を必要とするリスクを示唆している可能性があると考えている（上述のセクションB-2を参照）。
62. そのような広い許容範囲を監査人がどのように取り扱うかについて、タスクフォースの議論では、適用される財務報告の枠組みによって義務付けられる会計処理の適用の結果生じる見積りの不確実性を監査手続により緩和することはできないとの考えが示された。また、タスクフォースは、予想信用損失に関連する見積りの不確実性が特別な検討を必要とするリスクを生じさせる場合、監査人は見積りの不確実性についての財務諸表の開示(注記)に重点を置くことが、ISA540の第20項（訳注：監基報540の第19項）によって求められており、そのような監査上の対応は、見積りの不確実性の程度を理解する際に利用者にとって最も有益であろうと考えている。また、タスクフォースは、監査人は、当該事項について統治責任者<sup>44</sup>又は金融機関の監督当局と協議することがあると考えている。タスクフォースは、経営者が判断及びその他の活動を適切に文書化する必要があることも指摘している。
63. タスクフォースは、改訂された監査報告の基準は、開示に加え、監査報告書における監査上の主要な事項（KAM）についてコミュニケーションを行うことを上場企業の監査人に求めていることを認識している。以下のセクションB-8は、監査人の見積りの範囲が手続実施上の重要性の数倍になる場合、KAMのコミュニケーションがどのように有益となり得るかについて記載している。

#### 仮定の合理性

64. ISA540の第13項(b)(ii)（訳注：監基報540第12項(2)②）（監査人が、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検証する場合に関するもの）及び第15項(b)（訳注：監基報540第14項(2)）（重要な仮定に関するもの）の二つの要求事項は、監査人に経営者が使用する重要な仮定が合理的か否かについて評価することを求めている。ISA540のA78項（訳注：監基報540のA77項）では、以下のように記載されている。

<sup>44</sup> ISA260（改訂）第15項（訳注：監基報260第13項）は、監査人が識別した特別な検討を必要とするリスクについて統治責任者とコミュニケーションを行うことを監査人に求めている。



経営者が使用する仮定の合理性の評価に当たって監査人が検討する事項には、例えば、以下の事項がある。

- 個々の仮定が、合理的と思われるかどうか。
- 仮定が相互に依存し整合しているかどうか。
- 仮定が全体として又は他の仮定と合わせて検討した場合、当該会計上の見積り又はその他の会計上の見積りのいずれに対しても合理的と思われるかどうか。

65. 予想信用損失モデルに関連して、監査人は経営者が使用する仮定の合理性をどのように評価することができるかについてのタスクフォースの議論は、以下の事項に重点を置いている。

- 監査人の金融機関監督当局との対話及び企業の内外の関連する情報とのベンチマーキングの結果、経営者の採用する仮定が監督当局又は監査人が理解している状況と不整合な点を示していないかどうか。タスクフォースは、監督当局には様々な監督上の目的（例えば、安定性及び自己資本比率規制）があり、それが見解の相違の理由となる点がある点を認識している。
- 過年度の重要な会計上の見積りに関連する経営者の判断及び仮定に対する、監査人の適切的な検討の結果、経営者の偏向の存在を示唆しているか<sup>45</sup>。

#### ISA540プロジェクトにおいて検討予定の領域

タスクフォースは、予想信用損失及びその他の判断に大きく依存する見積りをめぐる問題に関して、監査人の見積りの許容範囲が重要性の基準値を超える場合には監査人の作業に関する追加的な特例が認められるのではないかと考えている。タスクフォースは、そのような広い許容範囲は多くの種類の会計上の見積りにとって論点であり、本プロジェクトが進行する過程で、他の種類の会計上の見積りに関する専門家からのインプットを求めることが必要と考えている。また、タスクフォースは、最近完了した開示プロジェクトにおいて既に行われた改善策のほかに、ISA540において、開示(の監査)及び監査報告を通じて、監査における見積りの不確実性の影響についてより包括的に取り扱うべきか検討する。

また、タスクフォースは、以下を認識している。

- ISA540 の A78 項（訳注：監基報 570 の A77 項）に、経営者が使用する仮定の合理性を監査人はどのように評価することができるかについて追加的な検討事項を追加する可能性がある。
- 監査人は経営者の見積額を評価する際に、監査人の見積額を算定するのではなく、見積りの許容範囲を使用することを選択できる。この点について、ISA540 の A94 項（訳注：監基報 570 の A93 項）に、許容範囲が広い場合の監査に及ぼす影響、及び経営者の見積りは監査人の許容範囲内であるものの、監査人の許容範囲が広過ぎる場合は更なる監査手続が必要となることがある旨を追加する可能性がある。

<sup>45</sup> ISA240 「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」の第 32 項(b)(ii)（訳注：監基報 240 第 31 項(2)②）



## Part B-7：経営者の偏向

## 論点

66. 企業の予想信用損失モデルの使用に関連して、意図的であるか否かにかかわらず、経営者の多くの判断及び意思決定が経営者の偏向の影響を受けることがある。経営者の偏向が存在する兆候には以下が含まれる。
- (a) 合理的ではない、モデルの手法、データ又は仮定の変更
  - (b) 監査人の見積りの許容範囲内ではあるが、予想信用損失の見積りの毎年の変動に影響を与える経営者の決定（例えば、正当なビジネス上の理由によって説明がつかない、保守的な予想信用損失の見積りから保守性が低い見積りへの変動）
67. モデルの手法又は情報源には適宜修正すべき潜在的な偏向が存在する場合があります、そのような場合を含め、無意識の経営者の偏向が存在することもある。例えば、景気のサイクルのどの時点で経済予測が行われるかによって、経済的成果を過大評価することも、過小評価することもある。経営者は、これらの偏向について識別し調整を行うための様々なプロセスを有していることがある。調整の一部は、モデリング・プロセス内又はモデリング・プログラムの外側で行われる。例えば、選択した過去情報の情報源に将来繰り返される可能性の低い特に良好な経済情勢の情報が含まれている場合、経営者の定性調整（overlay）により、モデリング・プロセスの外側で、予想信用損失に係る引当金を増加させることによってその偏向の調整を行う。

## 関連するIAASBの公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

68. ISA540の第21項（訳注：監基報540の第20項）は、「監査人は、経営者の偏向が存在する兆候があるか否かを識別するために、会計上の見積りに関する経営者の判断及び決定を検討しなければならない。」と記載している。ISA540のA9項（訳注：監基報540のA9項）に記載のとおり、継続監査において、過年度の監査の過程で経営者の偏向が存在する兆候が識別されている場合には、当年度の監査計画の策定、リスクの識別及び評価に影響を与えることになる。
69. ISA240には、財務諸表監査における不正に関する監査人の責任に関連する要求事項及び適用指針が含まれている。タスクフォースは、監査人は、会計上の見積りに関係する偏向をレビューし、もし当該偏向を生じさせている状況があれば、不正による重要な虚偽表示リスクを示しているかどうかを評価する<sup>46</sup>。
70. 金融市場の厳しい状況は、自己の報酬を守るため、従業員又は経営者の不正又は誤謬を隠すため、規制当局による流動性規制又は融資規制への抵触を回避するため、あるいは損失を回避するため、経営者又は従業員に不正な財務報告を行う動機を高めることがある。例えば、良好な経済状況において、経営者に経済情勢が悪くなった時に利用するために必要以上に引当を積みうとする動機が生まれることがある。
71. 予想信用損失との関連では、タスクフォースは、以下の状況が、意図的であるか否かにかかわらず、経営者の偏向の例となることがあると認識している。
- (a) データ、仮定及びプロセスに関する内部統制の無効化
  - (b) 予想信用損失に関する偏った見解を示す情報源の選択（第34項に記述のとおり、データが偏向しているために、過去のデータに、予測に含まれるべき事象又はシナリオが含まれていないことがある。）

<sup>46</sup> ISA240 第32項（訳注：監基報240の第31項）

- (c) (適用される財務報告の枠組みによって要求される場合) シナリオの選定及びそれらのシナリオの確率設定が適用される財務報告の枠組みに準拠していない。
- (d) ある情報源又は仮定から別の情報源又は仮定への変更
- (e) 経営者の定性調整 (overlay) が過大又は過小に行われている。

72. タスクフォースは、経営者の偏向のリスクを低減することができる内部統制及びガバナンスを整備することができると考えている。例えば、企業における異なる部門（リスク管理部門、貸出部門及び財務部門等）の間での適切な質疑 (challenge) 及び懐疑心は、経営者の偏向のリスクを低減する場合がある。また、タスクフォースは、監査人は、特に予想信用損失モデルに関連する新システム又は内部統制の導入を検討する場合、経営者の偏向のリスクについて統治責任者及び金融機関の監督当局と協議することができると考えている。

#### ISA540プロジェクトにおいて検討予定の領域

タスクフォースは、ISA540 が、経営者の判断及び意思決定を検討する際、職業的懐疑心の役割についてより良く説明することができるか検討する。タスクフォースは、この点について、コメント募集文書 (ITC) からのフィードバック及び IAASB の職業的懐疑心ワーキング・グループからのインプットを検討する。

タスクフォースは、以下についても検討する。

- 過年度の会計上の見積りの結果に関する遡及的検討において追加の指針が必要かどうか。
- 一部の会計上の見積りの複雑性に照らして、ISA540 の第 18 項 (訳注：監基報 540 第 17 項) において追加の指針が必要かどうか。
- データの検証、仮定の検討及び比較、並びに整合しない又は矛盾する証拠の適切な検討及び対処等、特定の局面における職業的懐疑心の適用について追加的な要求事項又は指針が必要かどうか。

## Part B-8：監査報告に対する影響

### 論点

73. ISA701<sup>47</sup>は、監査人が監査報告書において監査上の主要な事項 (KAM) のコミュニケーションを行うことを決定した場合、又は法令若しくは規則によって要求される場合、上場企業の監査報告書において監査上の主要な事項 (KAM) を記載することを要求している。上場企業の監査において、予想信用損失に関連して一つ又は複数の特別な検討を必要とするリスクを識別している場合、監査人の予想信用損失の評価は、監査上の主要な事項 (KAM) となる可能性がある。

### 関連するIAASBの公表物の抜粋及びタスクフォースの議論

74. タスクフォースの議論は、監査上の主要な事項 (KAM) を含む新しい監査報告書が、監査人の予想信用損失に関連する利用者との直接のコミュニケーションの範囲にどのように影響を及ぼすかに焦点が置かれた。タスクフォースは、以下の情報が利用者にとって有用となることを考えている。
- 予想信用損失の見積りの不確実性の水準又は程度に関する定性的又は定量的な記述
  - 予想信用損失に関し、監査人にとって最も重要であった事項の説明

<sup>47</sup> ISA701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」

- 予想信用損失に対する監査人の対応（ISA540の第13項で求められている監査手続の選択の状況、又は専門家の利用状況）
- 監査人の見積りの許容範囲が重要性の基準値を超えた場合、又は監査人の見積額が経営者の会計上の見積りと大きく乖離した場合、これに対処するために実施した追加的な監査手続
- 経営者の偏向のリスクへの監査人の対応状況

#### ISA540プロジェクトにおいて検討予定の領域

この領域におけるタスクフォースの議論では、監査上の主要な事項（KAM）は、以下について利用者とコミュニケーションを行う機会を提供すると指摘された。

- 予想信用損失に係る引当金に対する監査人のアプローチ
  - 予想信用損失モデルに対するガバナンス及び内部統制に関する監査人の検討
  - 予想信用損失に係る引当金を含む会計上の見積りについての開示に対する監査人のアプローチ
- タスクフォースは、ISA540及びISA701の間の関連性を示すためISA540に関連する指針を組み込むかどうか及びその方法について検討する。

#### 追加的な情報の入手先

IAASBは、利害関係者に対し本プロジェクトの進捗状況をIAASBのウェブサイト<sup>48</sup>を閲覧して常に把握するように奨励している。

主な連絡先：

Rich Sharko：IAASBメンバー兼ISA540タスクフォース議長：[RichShrako@iaasb.org](mailto:RichShrako@iaasb.org)

Marc Pickeur：IAASBメンバー兼ISA540タスクフォース共同議長：[MarcPickeur@iaasb.org](mailto:MarcPickeur@iaasb.org)

Brett James：IAASBシニア・プリンシパル：[BrettJames@iaasb.org](mailto:BrettJames@iaasb.org)

Jasper van den Hout：IAASBテクニカル・マネジャー：[JaspervandenHout@iaasb.org](mailto:JaspervandenHout@iaasb.org)

<sup>48</sup> <http://www.iaasb.org/projects/accounting-estimates-isa-540>

国際監査基準™、国際保証業務基準™、国際レビュー業務基準™、国際関連サービス基準™、国際品質管理基準™、国際監査実務ノート™、公開草案、諮問書などの IAASB®の出版物は、IFAC®が発行しており、その著作権は IFAC®にある。

IAASB と IFAC は、本公表物に含まれる文書を根拠としたアクション又はアクションの回避から、いかなる者に対して生じた損失に対しても、当該損失が過失またはその他の事由によって生じたかにかかわらず、責任を負わない。

IAASB のロゴ、「国際監査・保証基準審議会®」、「IAASB」、「国際監査基準™」、「ISA™」、「国際保証業務基準」、「ISAE™」、「国際レビュー業務基準」、「ISRE™」、「国際関連サービス基準」、「ISRS™」、「国際品質管理基準」、「ISQC™」、「国際監査実務ノート」、「IAPN™」、IFAC のロゴ、「国際会計士連盟®」、および「IFAC」は IFAC の商標または登録商標およびサービスマークである。

著作権 © IFAC 2016 年 3 月。無断複写・転載を禁ず。この文書の複製、保存若しくは送信、又は他の類似する使用については IFAC の許可書が必要となる。[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org)に連絡されたい。

国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board; IAASB) の ISA540 改訂プロジェクト「プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の課題に関する初期段階における検討状況」は、2016 年 3 月に国際会計士連盟 (International Federation of Accountants; IFAC) が英語により公表したものであり、IFAC の許可を受けて、2016 年 8 月に JICPA が日本語に翻訳した。IFAC の全ての公表物において承認されたテキストは、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、本翻訳の正確性及び完全性に対する責任又はそれらの結果として生じる訴訟に対する責任を何ら負うものではない。

「プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の課題に関する初期段階における検討状況」の英語のテキスト © 国際会計士連盟 (IFAC) 2016 年。無断複写・転載を禁ず。

「プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の課題に関する初期段階における検討状況」の日本語のテキスト © 国際会計士連盟 (IFAC) 2016 年。無断複写・転載を禁ず。

原文の表題 : IAASB ISA540 Revision Project Publication, March 2016

Published by:

